

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

川俣町・川俣町農業委員会

現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和9年2月18日に任期満了をむかえることから、下記により農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

■ 受付期間

令和8年8月21日（金）～令和8年9月24日（木）

■ 定数と募集方法

- ・ 農業委員 8人（推薦および一般募集）
- ・ 農地利用最適化推進委員 11人（推薦および一般募集）

委員の区分及び定数	農業委員		農地利用最適化推進委員			
	区域	定数	区域名	定数	区域名	定数
	町内全域 (※1)	8人	鶴 沢	1人	飯 坂	1人
			小 神	1人	川俣・大綱木	1人
			東福沢・西福沢	1人	小綱木	1人
			羽田・秋山	1人	山木屋	3人
			小 島	1人		
資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方		農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方			
主な業務内容	農地法に係る権限事務について毎月農業委員会総会に出席し、審査及び決定を行う 農地利用最適化の推進に関する活動		担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など担当地区での農地利用最適化の推進に関する活動 農業委員会総会等に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べる			
任期	令和9年2月19日～令和12年2月18日 (3年間)		令和9年2月19日～令和12年2月18日 (3年間)			
報酬	228,000円（年額） 追加で活動に応じた能率給もあります		228,000円（年額） 追加で活動に応じた能率給もあります			

※1：区域の指定はありません。

（裏面もご覧ください）

◎ 農業委員・農地利用最適化推進委員共通要件

- ・ 川俣町に住所を有する者、町内に勤務する者又は町の農業に関する識見を有すると認められる者
- ・ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職でない者
- ・ 町税等を滞納していない者

◎ 農業委員の構成として、次の要件があります。

- ・ 過半数を認定農業者とする必要があります。
- ・ 農業者以外で中立的な立場の方を最低1人は任命する必要があります。
- ・ 女性・青年の登用が求められているため、女性・青年の積極的な推薦、応募をお願いします。

■ 推薦・応募方法

農業委員会事務局にて推薦書・応募用紙を配布します。

町ホームページからダウンロードもできます。詳しくはお問い合わせください。

■ 推薦書・応募用紙提出先

農業委員会事務局に直接持参するか、郵送で提出してください。

- ・ 受付 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 郵送 令和8年9月24日（木）消印有効

※FAX、Eメールでの提出は受け付けません。

■ 選考方法

提出いただいた書類の審査及び評価によって候補者を決定した後、委員は町長が町議会の同意を得て任命し、推進委員は農業委員会が委嘱します。

■ その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募は両方同時にできますが、兼務することはできません。

ご不明な点等がございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ先 川俣町農業委員会事務局 電話024-566-2111 内線1506】